

川崎市消費者行政センターの
マスコットキャラクターたち



うまく信用させて
断りづらくするのが
騙しのプロさ!

「自分だけは大丈夫!」
その思い込み危険カモ…



一人で悩まず
できるだけ
早く相談してね!



おたすけ猫の
正義の塊!
てるみーにゃ

困ったときの相談窓口

商品・サービスの契約トラブルなどの、
消費生活に関する相談を
受け付けています。



消費者ホットライン(全国統一電話番号)

全国共通の電話番号から、地方自治体が設置している
身近な消費生活相談窓口をご案内します。

局番なし **188** いやや!

川崎市消費者行政センター(相談窓口電話番号)

044-200-3030

相談時間：月～金曜日9:00～16:00/土曜日10:00～16:00

*日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く

*金曜日は電話相談のみ19:00まで受付

*土曜日は電話相談のみ受付

対象：市内在住・在勤・在学の方

方法：電話及び来所

*来所にてご相談希望の方は、事前に電話でご予約の上、契約書・関係書類をお持ちください。



電子メールによる相談

専用フォームからの
電子メールによる相談もお受けします。
(一部携帯電話からのアクセスは不可)



消費者行政センターホームページにある消費生活相談「メール送信画面」から送信
してください。回答は1回限りです。なお、回答は電子メールの相談内容をもとにした
一般的な見解であり、個別の解決を保証するものではありません。事業者へ申し入れ
をしてほしいなど、センターが間に入っての解決を望まれる場合やお急ぎの場合は
電話または来所にてご相談ください。

*その他注意事項がありますので、ホームページ上のメール相談利用案内をご確認ください。

かわさき消費生活メールマガジン 最新の消費生活関連情報をお届けします!



mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp(パソコン用)
mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp(携帯電話用)
に空メールを送ると登録手続きが行えます。



川崎市消費者行政センター

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

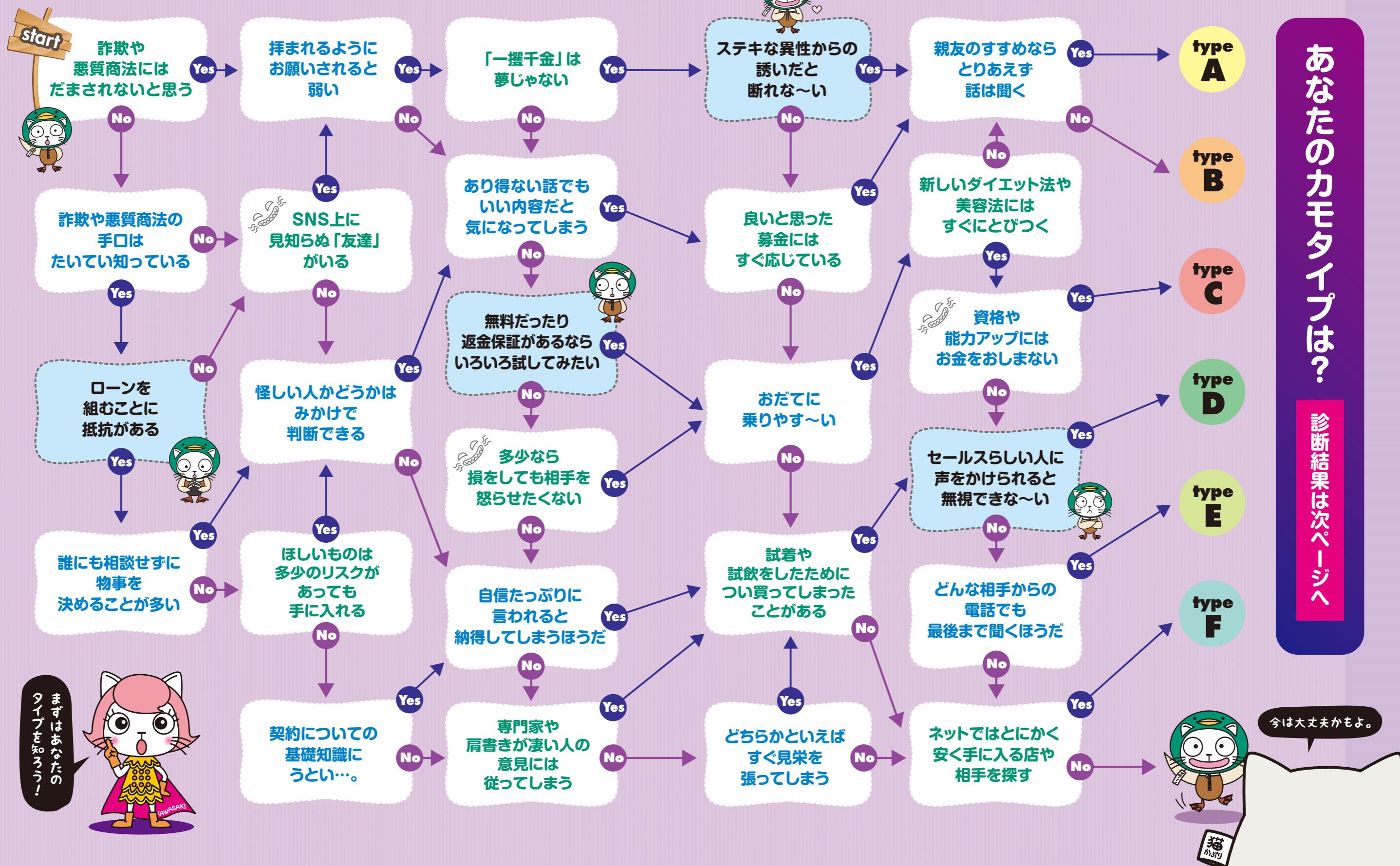
電話 **044-200-3864** FAX**044-244-6099**



ホームページも見てね!

川崎市消費者行政センター | 検索





チヤートの診断結果と事例をチェック

だまし被害にあわないためのアドバイス

秘策は日常の消費生活にあります。詐欺や悪質商法にあってからでは遅いのです!

type A

よく知っている人の
説得だと信用して
甘い夢をみてしまうタイプ

あなたは劣等感やコンプレックスを抱いているためにうまい話に弱い。特に親しい人からの勧めだと鵜呑みにして、専門的なアドバイスにも耳を貸さない



月々100万円も
夢じゃない!

事例 「友達をマルチ組織の会員に誘って入会させるだけで手数料が入る。簡単に儲かる」と説得され、健康食品のマルチ組織に入会して商品を購入した。友人を誘ったが一人も入会せず、購入した商品と借金だけが残った。



てるみ~にゃの お助けアドバイス

- 簡単に儲かるうまい話はありません。
- 契約書面を受け取ってから20日間はクーリング・オフができます。また、入会から1年未満で、商品受け取りから90日未満の未使用商品は返品できます。



type B

まさかの運命的な出会いへの期待に翻弄されるタイプ



悩みを聞いて!
お金をあげる!

事例 「悩みを聞いてくれたらお金をあげる」と突然メールが来た。出会い系サイトに登録して、メール交換のポイント購入のために、100万円をクレジット決済したが、約束が果たされない。



てるみ~にゃの お助けアドバイス

- タレントの相談相手になってほしい、などと興味を引く嘘の内容のメールで勧誘し、ポイント代等をだまし取ります。
- メールの相手はサクラと思われますが、証明するには困難です。
- 「お金をあげる」などのうまい話は絶対に信用しないことです。



type C

チャンスに乗つかって自分を良くしたいタイプ



あなたは相手の誠実そうに見える態度に対して、強気に出られないまま向上心をくすぐられると高額でも自分に投資してしまう

景品を
プレゼント!

事例 懸賞に応募したら、突然電話で「プレゼントが当たった。宝石を見に来なさい」と呼び出された。営業所でダイヤのネックレスを「とても似合う。特別に安くする」と購入を勧められ、断りきれずに契約してしまった。



てるみ~にゃの お助けアドバイス

- 「見るだけでいい」「景品をプレゼント」などの誘いに安易に応じるのは危険です。
- 必要なないものは毅然とした態度で断りましょう。
- 契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。



type D

義理堅く、気が弱いので、懸命に要求されるとイヤとは言い出せないタイプ



美容のアンケートに
答えて試してみない?

あなたはどんな話も疑わずに受け身で聞いてしまいやすいので、売り手のペースにはまり、断るきっかけを見失ってしまう

事例 街頭で「美容のアンケートに答えよ」と呼び止められ営業所に行つた。肌の診断テストを受けたら、「今から肌の手入れをしないと手遅れになる」と美顔器を勧められ、断りきれずに契約してしまった。



てるみ~にゃの お助けアドバイス

- アンケートなどと声を掛けられても、立ち止まらないようにしましょう。
- 「無料」「お試し」などの誘いは要注意!
- 契約書面を受け取ってから8日以内は、美顔器を使っていても、クーリング・オフができます。



チ・ヤー・ト・の 診断結果と事例をチェック

type E

あまり
良く知らない相手を
信用しすぎるタイプ

あなたはセールスの電話だとわかつても相手に嫌われたくないと思ってしまうために、つい最後まで話を聞いてしまって試したくなる

気を付けて!
電話勧誘販売

モニターになつてみない?



事例

突然電話で「サプリメントのモニターにならないか」と誘われ、特別価格で購入できるダイエットサプリメントの契約をした。やはりキャンセルしたいが、商品が届いたらどうしたらよいか。



てるみ～にゃの
お助け
アドバイス

- 突然電話で勧誘されたら、名前と用件を必ず確認しましょう。
- 必要なければ、曖昧な返事をせずに、きっぱりと断りましょう。
- 3千円以上の商品は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフが可能です。



type F

用心が足りないタイプ
対して
異

気を付けて!
インターネット通販

ブランドの靴が
なんと半額!

あなたは販売者について詳しい情報もないのに信じてしまったり、実際に商品を手にしたり見たりしていないのにお金を支払ってしまう

事例

ネット通販で気に入ったブランドの靴を見つけ申し込んだが、届いた商品を見たらイメージ違いだった。返品したい。



てるみ～にゃの
お助け
アドバイス

- 通信販売は消費者が良く考えて申し込むことができるので、クーリング・オフ制度はありません。
- 返品は、広告(HP)に表示された返品特約の範囲に限られます。
- ただし、返品の可否が表示されていない場合は、商品が届いた日から8日以内は、送料負担で返品ができます。

さらに 西田先生からの

アドバイス

西田先生の
プロフィール

立正大学心理学部対人・社会心理学科教授 博士 nishida kimiaki
詐欺や悪質商法、マインド・コントロールに関する
心理学研究における第一人者。
日本社会心理学研究優秀賞のほか、
さまざまな学会賞を受賞している。



あなたも私も、だまされない
なんてことはありません!

あなたが、だまされたことがないと思っているとしたら錯覚です。私たちは気遣いのためや幸せにするために嘘をお互いにつきあっているではありませんか。そんな素人のだましにも気づかないのです。誰だって誤って思い込むことはありますし、いつも注意をしているつもりでも、ついうっかり怪しいサインを見逃してしまうような事情もあります。ですから、高額の支払いやローンを組むときには、必ず、落とし穴がないか深く考える習慣をつけましょう。「なんかよくわからない」とか、少しでも、不安やひつかかりを感じたら、絶対に契約してはいけません。そんなときには消費者行政センターなどに問い合わせてみましょう。

巧みな売り口上に敏感になる
練習をしておこう!

日頃から、ストレスやプレッシャーに慣れる努力をして、断るのを後回しにしないように練習しておきましょう。誰かからの優しくて甘い文句に誘われそうになったり、恐怖心、罪悪感、見栄、焦りなどの感情が高ぶつたりすることは、あなたも経験したことがあるはずです。自分を客観的に観察し、こんな気持ちの変化にいち早く気づく習慣をつけて、悪質なセールスマンによる搖さぶり攻撃に負けない強い心を鍛えあげておくのです。そして、気持ちが少しでも動かされそうになる前に、すかさずハッキリと断るように心がけるのです。断ってもしつこく売り込んでいたら、そのぶん余計に怪しい業者なのだと断定して、「消費者行政センターに通報します」といって断ります。

自分の判断を過信せずに
相談してから決めよう!

高額の買い物や契約のとき、誰だって1人で決めるのは危険です。ささいなことでもよくわからない内容が出てきたら、勢いに乗って買ってしまわずに先に相談です。そのため、いざというときに備えて相談できる人や味方を探し出しておきましょう。

とくにその商品や契約内容に詳しい人がベストな相手ですが、家族や友人でもいいです。気軽に相談できるような良好な関係をキープすることが大切です。またインターネットで批判的な記事がないか検索してみたり、消費者行政センターなどに問い合わせてみたりしてみましょう。